

○高松市香南産地形成促進施設条例施行規則

平成18年1月6日

規則第29号

改正 平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市香南産地形成促進施設条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、高松市香南産地形成促進施設条例（平成17年高松市条例第191号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開場時間）

第2条 高松市香南産地形成促進施設（以下「産地形成促進施設」という。）の開場時間は、午前9時から午後5時まで（香南朝市は午前8時30分から午後4時まで）とする。ただし、条例別表第2項の施設については、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

（休場日）

第3条 産地形成促進施設の休場日は、次のとおりとする。ただし、条例別表第2項の施設については、この限りでない。

（1） 水曜日（その日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日、土曜日又は日曜日でない日とする。）

（2） 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項本文の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休場し、又は開場することができる。

（入場者の遵守事項）

第4条 産地形成促進施設の入場者（以下「入場者」という。）は、次の事項を守らなければならない。

（1） 他の入場者の迷惑となる行為をしないこと。

（2） 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

（3） 火気を使用しないこと。

（4） 危険物又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬については、この限りでない。

（5） 許可なく物品等の販売又は展示、びら等の配布その他これらに類する行為をしないこと。

(6) その他産地形成促進施設の係員（以下「係員」という。）の指示に従うこと。

（使用目的の変更等の禁止）

第5条 条例第4条第1項（条例第8条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第6条 使用者は、使用を終わったとき、又は使用を中止したときは、産地形成促進施設の施設・設備等（以下「施設等」という。）を使用許可期限までに原状に復さなければならない。使用許可の取消し又は使用の停止を受けたときも、同様とする。

（使用者の責任）

第7条 使用者は、使用期間中善良な管理を怠ってはならない。

（使用者の遵守事項）

第8条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 産地形成促進施設の運営に支障を来すような行為をしないこと。
- (2) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (3) 使用する施設の定員を超える人員を入場させないこと。
- (4) 使用する施設の入場者に第4条各号に掲げる事項を守らせること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。

（使用者に係る規定の栽培施設使用者への準用）

第9条 第5条から前条まで（同条第3号及び第4号を除く。）の規定は、条例第5条第3項に規定する栽培施設使用者（第11条において「栽培施設使用者」という。）について準用する。この場合において、第6条中「使用許可の取消し又は使用の停止を受けた」とあるのは、「契約の解除があった」と読み替えるものとする。

（係員の立入り）

第10条 係員は、管理上必要があると認めるときは、使用期間中随時立入りをすることができる。

（損傷等の届出）

第11条 入場者、使用者又は栽培施設使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、高松市産地形成促進施設施設等損傷・滅失届（別記様式）を直ちに市長に提出しなければならない。

（指定管理者が行う業務）

第12条 条例第8条第5項第4号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 産地形成促進施設の維持管理
- (2) 産地形成促進施設の利用に関する業務のうち、次に掲げるもの

ア 物品等の販売又は展示、びら等の配布等の許可に関する業務

イ 第4条第6号、第8条第5号（第9条において準用する場合を含む。）及び第10条の規定により係員が行う業務に係るもの

ウ その他市長が必要と認める業務

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

別記様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）高松市長

届出者 住 所  
氏 名

㊟

（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号 —

高松市産地形成促進施設施設等損傷・滅失届

次のとおり損傷・滅失したので届けます。

損傷・滅失場所	
損傷・滅失日時	年 月 日（ ） 時 分ごろ
損傷・滅失箇所 （物件）及び数量	
損傷・滅失の内容	
損傷・滅失の理由	

備考 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。